

TOCPA Japan 法人会員規約

目的

第一条 この規約は、TOCPA Japan（以下「本団体」という。）の法人会員および年会費に関し、必要事項を定めることを目的とする。

会員

第2条 第3条に定める入会手続きを経て、承認されたものを会員とする。

2 会員の種別は、次に定めるとおりとする。

法人会員 前項に定める会員のうち、第5条に定める会費を納める法人をいう。

入会

第3条 入会希望者は、TOCPA Japan ホームページの「入会申込フォーム」または所定の入会申込用紙に所要事項を記入のうえ、本団体代表宛てに提出することにより、入会を申込みことができる。

2 本団体代表は、前項の申込があったときは、第4条の基準に従い審査を行い、入会の承認・不承認を入会希望者に対し通知するものとする。

3 入会の承認後、会費の納入を確認したのち、会員資格を付与する。

不承認の基準

第4条 次の各号に定める事由に該当する場合、入会を承認しないことがある。

- (1) 本団体の目的に賛同していないとき。
- (2) 過去に除名処分を受けたことがあるとき。
- (3) 入会申込書の記載事項に、虚偽記載があるとき。
- (4) 入会希望者の事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると本団体代表が判断したとき。
- (5) その他、本団体代表が会員として不相当と認めたとき。

会費の納入

第5条 会員は次に定める会費を支払うものとする。法人会員 年会費 1口 100,000円（税別）

- 2 会費は年会費制とし、原則として、事業年度（1月～12月）ごとに前納一括払いとする。
- 3 事業年度の途中で入会する場合においても、年会費を月割は行わない。ただし、毎年10月以降、新たに入会した場合は、当事業年度に加えて翌事業年度の会員資格を付与する。

変更の届出

第6条 会員は、本団体への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の「変更届」を本団体代表に提出しなければならない。

- 2 会員が前項の届出書を提出しなかったことにより不利益を被った場合、本団体はその責任を負わないものとする。

会員特典

第7条 会員は、次の各号に定める本団体が提供する特典を利用することができる。なお、法人会員については、経営者および全ての従業員も同様のサービスを受けることができる。

- (1) 当団体が主催する各種セミナー、イベント
- (2) 事業年度中に開催される全ての [Essential TOC Applications Training\(以下、Essential-TAT\)](#)の受講資格（会員一口=1名）
- (3) [eラーニングプログラム](#)の利用権（会員一口=1アカウント／Essential-TATご受講後、会員期間中無料）
- (4) 事業年度中に開催される [TOC Applications Practitioner Program\(TOC-APP\)](#)受講費用の割引（正規料金から30%割引）
- (5) 法人会員口数に応じた無料受講人数を上回る場合、事業年度中に開催される [Essential-TAT](#) 受講費用の割引（正規料金から20%割引）

2 会員は、1年分の会費を納入した場合、前項第1号から第3号を、毎年度会員口数に応じた人数分、無料で利用することができる。前項第4号および5号については人数の制限を設けない。

退会

第8条 会員が本団体を退会しようとするときは、所定の「退会届」を本団体代表に提出しなければならない。

- 2 年会費を指定された期限から3か月以上納めないときは、退会したものとみなす。

- 3 途中退会であっても、納入済みの会費は返還しない。
- 4 途中退会であっても会費が納入されている場合は、当該事業年度末まで会員としての権利を有するものとする。

会員資格の喪失

第9条 会員は、次の各号に定める事由に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 本団体が解散したとき。
- (2) 法人会員が法人格を喪失したとき。

2 前項の規定により会員資格を喪失した場合、納入済みの会費は返還しない。

除名

第10条 本団体代表は、会員が次の各号に定める事由に該当すると判断した場合、当該会員を除名することができる。

- (1) 本団体の名誉を著しく傷つける行為または会員としての品位を損なう行為があったとき。
- (2) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行ったとき。
- (3) 本規約に違反したとき。
- (4) その他、会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき。

2 前項の規定により会員が除名となった場合、納入済みの会費は返還しない。

会員資格の継続

第11条 本団体の事業年度の末日（12月31日）までに退会の届出がない場合は、翌年度についても継続して会員となる意思を有するものとみなす。

著作権

第12条 本団体によって提供される情報の著作権は本団体、TOCPA（エストニア）、TocExpert社（エストニア）、株式会社ジュントス、または株式会社ジュントスコンサルティングに帰属する。

2 本団体によって提供される情報を、録画・複製・編集・加工・発信・販売・出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用することを禁止する。

免責および損額賠償

第 13 条 会員は、本団体の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員また第三者が損害を被った場合であっても、本団体は一切責任を負わないものとする。会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

2 会員が、本規約およびその他法令等に違反する行為によって、本団体に損害を与えた場合には、本団体は当該会員に対してその損害の賠償を請求できるものとする。

会員情報の取扱い

第 14 条 会員は当団体に対し、提供した会員の個人情報を以下に掲げる利用目的の範囲内で利用することに同意する。

- (1) 会員に提供する各種サービスや当団体の活動を会員に知らせる必要がある場合。
- (2) 会員情報を、あらかじめ会員承諾のもと当団体のウェブサイトや販促物等に掲載する場合。
- (3) 当団体が会員サービスに関わる業務、その他を第三者に委託するときに、会員情報を取り扱わせる場合。
- (4) 個人情報に関する法令及びその他規範に記載されるやむを得ない場合。

本会員規約の追加・変更

第 15 条 本会員規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、本団体代表が定めるものとする。

2 本団体は、本規約の全部または一部を本団体代表の決定により変更することができる。

3 変更された本規約は、本団体の Web サイト上に掲載された時点で効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約を遵守しなければならない。

附則本規約は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

以上